

家庭ごみ（生活ごみ）直接搬入の手引

発生場所が岡崎市内であって、家庭生活によって多量に生じた廃棄物及び粗大ごみ（一般廃棄物）を、ごみ処理施設（中央クリーンセンター・八帖クリーンセンター）及び北部一般廃棄物最終処分場に、自ら直接搬入する場合は、この手引にしたがって施設を御利用ください。

事業系ごみ（自営業、工場、事務所、農業等）によって排出される廃棄物は、別資料の『事業系ごみは事業者の責任で処理しましょう』を御参照ください。

1 搬入についての注意事項

ごみ処理施設に直接搬入するには、いくつかの制限があります。次の～の各項目を参考に、御協力をお願いします。

分別について

事前に分別をして、可燃ごみ、不燃ごみは指定袋などの中身が見える袋に入れて搬入してください。分別の品目は表1を御覧ください。

表1 分別品目について

分別の大別	細別	主な物の例	その他留意点
可燃物	可燃ごみ	生ごみ、ゴム・革製品、カセットテープ・ビデオテープ、汚れた容器包装、布、ビニール製品	水気は切る。
	可燃性粗大ごみ	木製家具、じゅうたん・カーペット	
不燃物	不燃ごみ	金属が使われている物、かさ、小型家電製品、食品以外の缶・びんなど	テレビ（ブラウン管式・薄型テレビ）、エアコン、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、パソコン及びそのディスプレイは除く。
	不燃性粗大ごみ	スーツケース（金属製の物）、ストーブ、スプリングマット、マッサージ器、オルガン、大型家電製品	
	埋立物	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、土砂、レンガ、ブロック	
有害ごみ		蛍光灯、乾電池、鏡	蛍光灯は40Wまで
発火性危険ごみ		スプレー缶、カセットボンベ、ライター	中身を使い切る、穴開け不要
資源物	空き缶	飲食物の缶	中をすすぐ。
	ビールびん・一升びん	飲食物のびん	〃
	その他空きびん	飲食物のびん	〃
	紙製容器包装	♻️マークの表示がある、台紙・トレイ、包装紙、紙袋、紙カップ、紙箱	汚れをきれいにする。
	プラスチック製容器包装	♻️マークの表示がある、プラボトル、プラカップ、ビニール袋、トレイ、ペットボトル飲料のラベル	〃
	ペットボトル	♻️マークの表示がある、飲料用ペットボトル及びしょうゆ、酒、みりんペットボトル	汚れをきれいにする。フタ、ラベルを取る。
	新聞	新聞、チラシ	まとめて縛る。
	雑誌	雑誌、カタログ、本、教科書、はがき	〃
	ダンボール		たたんで縛る。
	牛乳パック	中が白い牛乳パック、ジュースの紙パック	きれいにし切り開いてたたむ。
	古着	服、下着、靴下	きれいでひどく汚れてない物

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)対象物は、裏面「2 テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫等について」を御覧ください。

資源有効利用促進法対象物（パソコン及びそのディスプレイ）は、裏面「3 パソコン及びそのディ

スプレー（資源有効利用促進法対象物）について」を御覧ください。

搬入量の規制について

ごみ処理施設の能力等により、1日に持ち込む事が出来る数量を制限する品目があります。持込量規制品目については表2を御覧ください。

表2 持込量規制品目

対象物	数量	条件等
畳	10枚/日	
布団（綿、羽毛入り）	5枚/日	毛布、タオルケット等で袋に入れた物を除く。
座布団	10枚/日	
自転車	10台/日	
建具（ふすま、引戸）	10枚/日	
タイヤ、ホイール	5本/日 年10本まで	家庭生活で使用していた自家用自動車、自動二輪車用に限る。
バッテリー	2個/日	家庭生活で使用していた自家用自動車、自動二輪車用に限る。
パチンコ台 スロット台	2台/日	家庭生活で使用した物に限る。
小屋等解体物、埋立物、トタン等	軽貨物 1台分/日	自らが解体した廃材に限る（業者に解体された物は産業廃棄物に当たります）。 板状の物は大きさを畳1枚くらいにする。
その他		一時多量に発生したもので、処理に支障が生ずると市職員が判断した物

前処理について

ごみ処理設備の能力等により、事前に処理をしないと持ち込む事が出来ない品目があります。前処理品目については表3を御覧ください。

表3 前処理品目

対象物	条件等		
	太さ・厚さ	長さ	その他
木、樹木、根株、丸太等 *太さを20cm以内にする *枝払いをする。	10cm未満	1.8m以下	枝払いをする。
	20cm未満	50cm以下	枝払いをする。
	30cm未満	50cm以下	縦二ツ割
	30cm以上	50cm以下	縦四ツ割
竹	竹の長さは、1m以下とする。 *枝払いをする。		
リヤカー	タイヤ・板・骨組みに分解する。		
建物廃材、トタン等	解体し、可燃物、不燃物、埋立物に分別する。		
その他	ごみ処理施設の設備能力上、搬入者による前処理が必要と市職員が判断した物		

処理困難物等について

市でごみ処理できない廃棄物がありますので、購入した店舗や専門業者等に相談してください。処理困難物等品目については表4を御覧ください。

表4 処理困難物等品目

区 分	主 な 対 象 物
有害性のある物	硫酸、塩酸、農薬、苛性ソーダなど
危険性のある物	化学薬品、塗料、廃油など
引火性のある物	プロパンガスボンベなど
ごみ処理施設の設備能力上処理が困難な物	ピアノ（ピアノ線が入っているもの）、大型温水器、ソーラーパネルなど
フロンの処理が必要な物（処理後搬入可能）	家庭で使われていた業務用エアコン、業務用冷蔵庫冷凍庫
リサイクルシステムが整備されている物	消火器、FRP製品（船舶）、自動車・自動二輪・原付等 25cc 以上の原動機を動力とする機械（ボディ、シャーシ、エンジン廻り品（マフラーを含む。）、ミッション廻り品、足回り品、ブレーキ廻り品、硝子類、エアコン、エアバック付ハンドル、エアバック付ダッシュボード、エアバック付シート）など

薬品類は、毒物及び劇物取締法に従って処理が必要となる場合があります。
消火器、ガスボンベなどは専門業者に処理を依頼する必要があります。
処理困難物等の処理には、処理業者が設定した処理費用が必要となります。

2 テレビ（ブラウン管式・薄型）洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫等について

家電リサイクル法対象物（テレビ（ブラウン管式・薄型）洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン及びクーラー、冷蔵庫及び冷凍庫）は、家電リサイクルの手続きを行った後に、リサイクル工場に送ります。詳しい廃棄方法は次の3通りです。

詳細は、家電リサイクル券センター（0120-31-9640:URL <http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>）と御相談ください。

廃棄方法1・・・購入した販売店、又は買い替え時に販売店に依頼する。

販売店に、御相談ください。（リサイクル料金の他に別途収集運搬料金がかかる場合があります）

廃棄方法2・・・指定引取場所に直接搬入する。

郵便局で、リサイクル料金納付手続きを行ってください。

表5の2か所の指定引き取り場所のうちどちらかに直接搬入してください。

* 受付可能日、時間が変更されていることもあります。

搬入時は家電リサイクル券とその振込証明書が必要です。

表5

トーエイ(株)岡崎営業所 65-5181 8～17時 月～土曜日（日祝盆年末年始除く。）	日通三河運輸(株)岡崎支店 22-8655 9～12,13～17時 月～土曜日（日祝盆年末年始除く。）
---	--

指定引取場所の営業時間などが変更になることがありますので、持ち込まれる前に事前の御確認をお願いします。

廃棄方法3・・・粗大ごみ受付センターに依頼する。（立会いが必要です）

郵便局で、リサイクル料金納付手続きを行なってください。

粗大ごみ受付センター（22-2000）に、御相談ください（別途収集運搬費1台2,400円がかかります。）

3 パソコン及びそのディスプレイ（資源有効利用促進法対象物）について

家庭用パソコン及びそのディスプレイは、リサイクルをするために次の手順によりメーカーに郵送して

ください。

詳細は、PC3R 推進協会（03-5282-7685 / URL <http://www.pc3r.jp/index.html>）にご相談ください。

メーカーのリサイクル受付窓口で回収の依頼をします。

パソコン及びそのディスプレイに、PC回収マーク（右図参照）が付いていない場合、メーカーの指示により回収・再資源化料金を支払います。

PC回収マーク（右図）が付いている商品の場合は料金の支払いはありません。専用のエコゆうパック伝票が送付されてきます。

パソコン及びそのディスプレイを梱包し、エコゆうパック伝票を貼り付けます。郵便局に持ち込むか、郵便局へ戸口回収サービスを依頼してください。



4 搬入施設・受付日時・受付品目について

受付を行っているごみ処理施設、日時、品目は表6のとおりです。

表6

ごみ処理施設名	所在地	曜日	受付時間	搬入対象物
八帖クリーンセンター	八帖南町字立島2番地1	月曜日～金曜日	8:30～16:00	可燃、粗大ごみ（可燃のみ）、資源物、有害ごみ、発火性危険ごみ
		土曜日	8:30～11:30	
中央クリーンセンター	岡崎市板田町字西流石2番地1	月曜日～金曜日	8:30～16:00	可燃、不燃、粗大ごみ資源物、有害ごみ発火性危険ごみ
		土曜日	8:30～11:30	
		リサイクルの日（毎月第4日曜日）	8:30～11:30	粗大ごみ
北部一般廃棄物最終処分場	東阿知和町字大入1番地36	月曜日～金曜日	8:30～16:00	埋立物

5 直接搬入時の家庭ごみ料金について

ごみ処理手数料・・・車両1台につき、10kg当たり70円です。ただし、100kg以下は手数料が発生しません。

6 その他注意事項について

- ・岡崎市以外で発生したごみは持ち込みできませんので、発生場所の自治体に御相談ください
- ・市内からごみを直接搬入したと確認できるもの（運転免許証等）と、認印を御持参ください。
- ・搬入車両は、計量・施設内への進入及び取り回しの容易な車両（2トン車以下）である必要があります。
- ・投入作業及び荷降ろしは、搬入者が直接行ってください。
- ・事故防止のため、ごみ処理施設内の通行制限を遵守し、お子様が車両から降りないように御注意ください。
- ・施設内各所で申請書の提示を求め、ごみの内容により、係員が案内・指示をしますので従ってください。
- ・少量のごみにつきましては、ごみステーションによるごみ収集をご利用ください。

問合せ電話番号

ごみ総合案内について	ごみ対策課（22-1153）
粗大ごみ収集予約について	粗大ごみ受付センター（22-2000）
ごみ直接搬入について	八帖クリーンセンター（22-5436）
	中央クリーンセンター（27-7153）
	北部一般廃棄物最終処分場（27-7101）